



圏域別ネットワーク会議が開催されました

— 子供たちの命を守る地域ぐるみでの学校安全の推進のために —

各圏域（大河原・仙台・北部・東部・気仙沼）において、教育事務所が主催する「安全教育総合推進ネットワーク会議」が以下の日程で開催されました。

圏域ごとに、市町村防災担当部局や警察署、消防署、教育委員会、安全担当主幹教諭等が参加し、地域ぐるみでの学校安全の推進に向けて、情報共有を行いました。



【期日】	仙台圏域	6月 7日（水）
	北部圏域	6月23日（金）
	東部圏域	6月26日（月）
	大河原圏域	6月26日（月）
	気仙沼圏域	6月27日（火）



【主な内容】

- 県教育委員会、復興庁宮城復興局及び警察署並びに消防署からの情報提供
- 地方振興事務所から、農業用水利施設における安全対策について「ため池の注意喚起」動画の紹介
- 地域連携型学校防災体制等構築推進事業における実践研究協力校の発表
- 分科会（グループごとに、地域や関係機関と連携した学校安全の推進に向けて、協議が行われました。）

熱中症に注意！！

梅雨に入り、湿度も高くなってきました。熱中症は、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に多く発生しています。

熱中症の中で、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

【参考：JSC 熱中症を予防しようパンフレット】

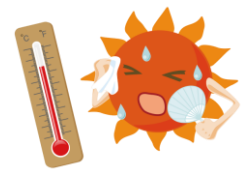
【熱中症防止に向けた学校の取組例】

- 放送委員会による、熱中症予防の定期的な注意喚起放送を行う。
- WBGT（暑さ指数）を廊下に掲示し、教職員・生徒がいつでも確認できるようにしている。
- WBGT計で環境温度を測定し、活動制限（休み時間の外遊び禁止等）を行う。

《研修に役立つ資料の紹介》：JSC 映像資料

- 熱中症を予防しよう — 知って防ごう熱中症 —
「熱中症発生のメカニズム」、「発生してしまった場合の処置の留意点」、「熱中症予防のための5つの原則」、「学校や競技団体が実践している取組事例」等について、分かりやすく解説しています。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1765/Default.aspx>



第2回みやぎ災害伝承ポスター コンクール作品募集中！！

東日本大震災から12年が経過し、児童生徒等が震災を知らない世代となってきます。このため、東日本大震災をはじめとする過去の災害の記憶と教訓に触れ、自分事として捉える機会を創出することで、次なる災害が起きた際に命を守る行動に生かしてもらうことを目指す「みやぎ災害伝承ポスターコンクール」が今年度も開催されます。

【応募・問合せ先】

宮城県復興・危機管理部
復興支援・伝承課

Tel: 022-211-2443
(直通)

詳細は
こちらから



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/saigaidensho-poster.html>



ツキノワグマによる人身被害が発生！

県内では、ツキノワグマによる人身被害が続けて発生しています。特に、餌の少なくなる夏の時期は、食べ物を求めて行動範囲が広がります。

近隣にクマが出没した情報を入手した際には、児童生徒等への情報提供と注意喚起をお願いします。

【参考】ツキノワグマの被害に遭わないために（宮城県自然保護課HP）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kumatyuui.html>



電動キックボード等に関する交通ルールについて

7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されます。

一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されることになります。

（警察庁HPより）

【主な交通ルール】

- 自賠責保険（共済）への加入義務
- ナンバープレートの取付が必要
- 16歳未満の者の運転の禁止
- 乗車用ヘルメット着用の努力義務
- 二人乗りの禁止
- 車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行
- 信号に従う義務 など

令和5年7月1日から
特定小型原動機付自転車
の新たな交通ルールが施行！！

最高速度が **時速20km以下** などの一定の要件を満たす電動キックボードは、**特定小型原動機付自転車** と区別され、公道走行が可能となります。

特定小型原動機付自転車
(保安装置)

- ・16歳以上が運転できる
- ・運転免許は不要！
- ・ヘルメット着用は努力義務
- ・ナンバープレート装着と自動車損害賠償責任保険の加入が必要！



公道を走行できるのは**保安装置と右の基準(※)を備えた車両**だけです！

基準を満たした車体には「性能等確認済」シールが貼付

性能等確認済 (車名・型式)  性能等確認済 (車名・型式) 

※ 車体の大きさ：長さ190cm以下、幅60cm以下
車体の構造
・原動機の定格出力0.6キロワット以下
・時速20キロを超えて走行できない構造
・最高速度を複数設定できる車体は、走行中に最高速度の設定変更ができないこと。
・オートマチック・トランスミッション(AT)であること
・「最高速度表示灯」を備えていること

- 電動キックボードは、自転車と同じ速度で車道や自転車道を走ります。
- ドライバーは、安全確認を十分に行い、交通事故に気を付けましょう。

宮城県警察 

特定小型原動機付自転車の概要や基本的な交通ルールの動画は、交通情報ポータルページ「交通安全サイト」でご覧いただけます。